

<新旧対照表>りそな資金集中・配分サービス利用規定

項番	現 行	改 定 後	改定内容
<p>2. 資金集中サービス</p>	<p>2. 資金集中サービス</p> <p>(1) 表記依頼書記載のとおり、ご指定の振替日（以下「振替日」という。）の業務終了後に、ご指定の振替金額（以下「振替金額」という。）を、ご指定の引落口座（以下「引落口座」という。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ、当社所定の方法によりご指定の入金口座（以下「入金口座」という。）へ振替えます。なお、振替済の通知は行いません。</p> <p>(2) 振替日に於ける引落口座の最終残高が次の①～⑥のいずれかとなるときは、当日の振替えを取止められたものとします。</p> <p>① 「最終残高を全額振替える」場合・・・最終残高が無いとき</p> <p>② 「最終残高を一定額単位で振替える」場合・・・最終残高が当該単位額未満のとき</p> <p>③ 「最終残高のうち一定額を振替える」場合・・・最終残高が当該一定額未満のとき</p> <p>④ 「最終残高から一定額を控除した残高を振替える」・・・最終残高が当該一定額以下のとき</p> <p>⑤ 「最終残高から一定額を控除した残高を一定額単位で振替える」場合・・・控除後の残高が当該単位額未満のとき</p> <p>⑥ 「最終残高が一定額以上となった場合に振替える」場合・・・最終残高が当該一定額未満のとき</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>2. 資金集中サービス</p> <p>(1) 表記依頼書記載のとおり、ご指定の振替日（以下「振替日」という。）の業務終了後に、ご指定の振替金額（以下「振替金額」という。）を、ご指定の引落口座（以下「引落口座」という。）から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ、当社所定の方法によりご指定の入金口座（以下「入金口座」という。）へ振替えます。なお、振替済の通知は行いません。</p> <p>(2) 振替日に於ける引落口座の資金振替時残高が次の①～⑥のいずれかとなるときは、当日の振替えを取止められたものとします。</p> <p>① 「資金振替時残高を全額振替える」場合・・・資金振替時に残高が無いとき</p> <p>② 「資金振替時残高を一定額単位で振替える」場合・・・資金振替時残高が当該単位額未満のとき</p> <p>③ 「資金振替時残高のうち一定額を振替える」場合・・・資金振替時残高が当該一定額未満のとき</p> <p>④ 「資金振替時残高から一定額を控除した残高を振替える」・・・資金振替時残高が当該一定額以下のとき</p> <p>⑤ 「資金振替時残高から一定額を控除した残高を一定額単位で振替える」場合・・・控除後の残高が当該単位額未満のとき</p> <p>⑥ 「資金振替時残高が一定額以上となった場合に振替える」場合・・・資金振替時残高が当該一定額未満のとき</p> <p style="text-align: center;">以 上</p>	<p>預金口座振替時の表現を以下へ変更</p> <p>旧：最終残高 新：資金振替時残高</p>